

松山市子ども・子育て支援事業計画 (案)について

平成26年7月30日

<今回の検討事項>

事業計画(案)の第4章、第5章(地域子育て部会該当部分)について

※第1～第3章及び第6章については全体会で検討

(1)めざす姿

基本理念や基本方針を包括する全体像としての位置づけについて

<事務局案>

『すべての子どもが健やかに成長し、子育てにやさしいまち』(資料2参照)

【検討項目】

・将来の子ども及び子育て家庭を支援する市の方向性として適切か

【対応方針(案)】

→全体会において検討

(2)各推進施策の記載内容

9つの基本方針に沿った各推進施策の中身について

<事務局案>

資料3参照(第4章の地域子育て部会部分のみを抜粋したもの)

※前回の素案から、対象年齢の項目を追加、文言の修正、検討部会の変更等あり

【検討項目】

・9つの基本方針に沿った各推進施策の記載項目(事業)が妥当か。

・事業の概要及び今後の方針の表現は適切であるか。

【対応方針(案)】

→事務局案の内容でよいか

(3) 推進施策の再掲

9つの基本方針に沿った各推進施策(各事業)の再掲表示について

<事務局案>

再掲は行うが、事業概要及び今後の方針については省略する

事業計画に掲載する全事業を一覧とした表を新たに追加(参考資料1参照)

【検討項目】

- ・再掲部分についての記載方法
- ・一覧表の内容について

【対応方針(案)】

→事務局案の方針でよいか

(4) 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の提供区域及び「量の見込み」と「確保方策」について

地域子育て部会で審議する8つの事業の提供区域及び各事業の「量の見込み」と「確保方策」

<事務局案>

資料4参照(第5章の地域子育て部会部分のみを抜粋したもの)

【検討項目】

- ・設定理由に基づいた提供区域割りがなされており、「量の見込み」と「確保方策」の根拠が適切か

【対応方針(案)】

→提供区域については、8つの事業とも市内全域(市内を1つの区域)

「量の見込み」と「確保方策」については、事務局案でよいか

<部会設置>

○松山市子ども・子育て会議条例第8条第1項の規定に基づき部会を置く。

(1)地域・子育て部会

～部会での検討事項～

【事業計画必須記載事項】

①地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・妊婦健康診査事業
- ・子育て短期支援事業
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業計画任意記載事項】

- ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- ③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

平成25年度第3回松山市子ども・子育て会議での決定事項